



IRIS(アイリス)は、菖蒲・花菖蒲など、あやめ科の植物を表す言葉ですが、ギリシャ神話では「虹の女神」のことをいいます。アイリスクラブ通信「虹」は、私どもとみなさまを結ぶ架け橋として、楽しんでいただけるよう、また、お役にたてるようにと願い、会員のみなさまにだけお届けしております。

RE  
DISCOVER  
NIPPON

知っていそうで知らない ニッポン再発見 ②③

かさもり いなり  
瘡守稲荷神社

彦根の城下町には他の地方に比べて稲荷神社が多いと思っている。小泉八雲(ラフカディオ・ハーン)は著書のなかで「出雲では、狐の石像の数が他の地方に比べてずっと多いようである」(『新編 日本の面影Ⅱ』池田雅之訳, KA DOKAWA)と書いている。確かに、松江城にある城山稲荷神社には八雲が見た狐の石像が時を越えて残り、彼のいうことが本当なのだろうと思えた。

彦根は狐の石像ではなく稲荷が多い。井伊家菩提寺の清涼寺には清涼寺守護長林稲荷大明神、旧彦根西高校裏手にある花山院稲荷神社は、江戸時代は彦根藩重臣・三浦家の下屋敷があったところで、プライベートな稲荷だった。

その他、雨壺山の高松稲荷・三津高稲荷、高宮の豊勝稲荷大明神など名のある稲荷神社のほか、寺社の境内社の稲荷や、大洞弁財天の山門の山側には阿吽の狐が納まっている。現在の稲荷神社は「商売繁盛の神様」のイメージが強いが、江戸時代の稲荷はどうも違う目的をもって祀られているのではないかと……。そんな気がするのだ。

ところで、彦根市馬場にある瘡守稲荷神社は、関ヶ原の合戦後、井伊直政が上野国箕輪から転封となり佐和山城に入ったとき、城の鎮守稲荷として金亀山(彦根山)に祀ったと伝わっている。その後、金亀山に彦根城が築城され参詣することができなくなり、人々は京橋口から遥

はい  
拝するしかなかった。この様子を見た彦根藩第11代の井伊直中は稲荷を城山から現在の場所に移させたのだという。

瘡守稲荷はもともとは、直政が箕輪にいたころ笠間稲荷(茨城県笠間市)を勧請したもので、いつの頃は判らないが「笠間」が「瘡守」と呼ばれるようになり、梅瘡、皮膚病の治癒を祈れば靈験があると信じられるようになった。

笠間稲荷神社は現在では日本三大稲荷のひとつに数えられている。「笠間」→「瘡守」と音から名前が変わったことは想像がつくが、皮膚病の治癒に御利益があると信じられたのは何故だろう……。

松江城を築城したのは、佐和山城主だったこともある堀尾吉晴だが、若宮八幡宮を守護神として祀った。堀尾氏は3代で改易となり、京極、松平と続く。寛永15年(1638)に松平直政が松江に入封したとき、藩内の平穏を願い稲荷を祀り若宮八幡宮を合祀して御城内稲荷八幡両社と称したのが城山稲荷神社の始まりである。

2人の直政がたまたま稲荷好きだったとは考えにくい。戦う男たちにとって稲荷を祀る何か特別な理由があったはずなのだ。この話は謎が解ければいずれまた……。

雲行



瘡守稲荷神社  
彦根市馬場1丁目4





「月々に月見る月は多けれど月見る月はこの月の月」(作者不詳)、「名月や池をめぐりて夜もすがら」(芭蕉)、「菜の花や月は東に日は西に」(蕪村)……。とかく昔から日本人は〈月〉が好きです。江戸の時代から月の見える家の縁側に、すすきやお団子などを飾って月見をする風流な風景がありました。

現在の都市には縁側のある家は少ないでしょうが、それでもマンションのベランダ越しに家族みんなで月見をする姿を見かけます。その様子は何かロマンチックで微笑ましいものです。

〈月見〉にはその内容から二つに分かれています。一つは団子やいもが「供え物」として用意され〈月〉への祈りが主体の昔からの民間

間信仰の延長です。二つ目は〈月〉で遊ぶという〈月見〉です。その意味で〈月見〉は「風流あり」「団子あり」「花あり」で、自然に親しみ、秋を楽しむことを目的としたものでした。

子供の頃「月にウサギが住んでいる」という伝説を聞きましたが、この話は日本だけではありません。中国の伝説では不老不死の妙薬の月桂樹の葉を、月のウサギが臼でつくので、ウサギの影が見えるといわれました。日本ではそれが稲作の農耕儀礼と結びつき、もちつきに変わりました(月に宇宙船が到着してからはこのロマンは薄れましたが……)。

また万葉集の時代から、〈月〉は欠けてもまた満ちるので復活と不死の象徴とされています。〈月〉の満ち欠けを知り、農事の目安とし

た農耕行事の名残として、〈月〉に対する畏敬の念をいだきつづけてきたのです。その意味で〈月〉は民間信仰の対象でした。更に生命をはぐむ女性の生理を〈月〉になぞらえるなど、生命現象と〈月〉との関係も深いのです。

〈月〉と関係の深い「竹取物語」は十五夜の月に特別な意味があります。おじいさんが「月の顔を見ることは忌む(不吉)ことなり」と、月を見てひとり物思いにふけるかぐや姫に注意をする場面がありますが、月の持つ神秘的なパワーに憑かれると引き付けられてしまうので、おじいさんが注意したのです。この月のパワーが〈月〉への敬虔な気持ちになり、〈月〉を拝むという行為のなかに隠されているのです。

(猫田文吾)

## FLOWER GARDEN IRIS

「Salon de Fleur+」開催しました!!

### 6月 アロマスワッグ教室



アロマスワッグとは、ハーブやグリーンを束ねたナチュラルな壁飾りのこと。梅雨のジメジメした季節、清々しい気分を味わっていただけるよう、ユーカリ・ラベンダーなどのハーブをご用意♪ドライフラワーになってもなお飾っていただけます。初めてのスワッグ作りは、にぎやかで楽しい時間でした。

### 8月 プリザーブドアレンジ教室

おなじみのプリザーブドアレンジ。今回は器にもこだわって…夏らしいガラスの器で作っていただきました。まあい器にアレンジするのが難しい!というお声もありましたが、真夏の暑さも吹きとばすような明るく爽やかなアレンジが完成しました!!

### 次回10月は、生花を使った「ハロウィンアレンジ」

12日(金)・13日(土)の2日間、両日14時からと19時からの2回開催です。ご興味のある方はぜひスタッフまでお気軽にお問合わせくださいネ♪ Salon de Fleur+を始め、この夏は、講師の依頼をいただいたり、出張Salonでたくさんの方に出逢えた充実した夏でした。

そしてこの秋、恒例の花まつりを開催します!今回は多賀店で1日限りですが、花苗バイキングなどお得なセールはもちろん、大好評をいただきました、日曜マルシェもさらに大きくなって同時OPEN!!

詳しくは同封のチラシをご覧ください。この秋もたくさんの方に出逢え笑顔の時間をご一緒できますように♡

## ピックアップ

### 開催したイベント

### ウィークリー講座

- 6月10日(日)●近江八幡公益会館「伝筆教室」
- 6月17日(日)●フィリアホール彦根「絵てがみ教室」
- 6月23日(土)●多賀公益会館「日本茶の淹れ方教室」
- 7月1日(日)●八日市公益会館「フラワーアレンジ教室」
- 7月8日(日)●メモリアルプラザ公益会館「ハーバリウム教室」
- 7月15日(日)●フィリアホール彦根  
文化講座&内覧会「心豊かな老後をおくるために」

### 近江八幡公益会館文化講座

- 6月24日(日)●「成年後見人制度を知ってもらう講座」
- 7月22日(日)●「～心の整理～遺品整理講座」
- 8月26日(日)●「もう困らない!役に立つ年金講座」

### 葬祭フェア

- 【プログラム】人形法要祭/落語「公益亭寄席」/生前写真撮影会/終活相談コーナー/花ひろば市/フラワーアレンジ教室
- 7月16日(月)●八日市公益会館
  - 7月29日(日)●多賀公益会館



伝筆教室



絵てがみ教室



日本茶の淹れ方教室



公益亭寄席

## 遺産相続の手続き ③

自分の死と向き合い、最後まで自分らしい人生を送るための準備である「終活」の浸透にともない、自分の人生の生き方や終焉をつづる「エンディングノート」の存在が注目を集めています。

エンディングノートは、自分がこの世を去るときに、自分の大切な人に、自分の想いを込めて様々なメッセージをつづる「最後のお手紙」のようなもので、財産について記載することもできますし、用紙、記載の方法、内容等、全て自由に作成することができます。しかし、エンディングノートは、あくまで「最後のメッセージ」ですから、その内容に法的な強い力はありませんので、「自分の死後はこうしてほしい！」と記載しても、そのとおりになる法的な保証はありません。

一方、遺言書は、「自分の意思を文章で残す」という意味ではエンディングノートと同じですが、自分が亡くなったときに法的な効力が発生し、遺言書に記載されたとおりのことを実現することができます。近年、遺言書を作成される方は増加しており、公正証書遺言作成数はここ10年で約1.5倍に増えています。自分の相続に関して特定の人(特定の相続人又は第三者)に相続してほしい特定財産がある場合、残された相続人らで相続に関しトラブルになる可能性が大きい場合、相続人行方不明者がいるなど相続人らの話し合い(遺産分割協議)が困難な場合などは、遺言書を残す事をお勧めいたします。

ただし、遺言書は民法の規定に従って作成しなければならず、民法の規定に従っていない遺言書は無効となり、法的な効力はありませんので、遺言書の法的な要件をしっかりと理解したうえで作成する必要があります。

それでは、具体的な遺言書の作り方についてですが、民法では様々な遺言書の種類が準備されており、ここではもっともよく利用されている

司法書士：田中利和

「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」についてご説明したいと思います。

「公正証書遺言」は、公証人が遺言の法的有効性をチェックのうえ書面作成し、公証役場に保管してもらう方式の遺言です。公正証書遺言は、法律のプロである公証人の法的なチェックを受けるため法的に最も安全・確実で、後日の紛争防止のためにも一番望ましいと考えられます。ただし、その分の費用がかかること、証人2名の立ち合いが必要なことなど遺言内容を自分だけの秘密にすることができないことなどのデメリットもあります。

つぎに、「自筆証書遺言」は、遺言書の全文を自分で書く(代筆やワープロは無効です)遺言のことで、①日付の記載、②氏名の記載、③押印が必ず必要となります。万一、書き間違えた場合など、訂正や追加の方法は法律で定められた方法による必要がありますので、書き間違えた場合は、全文書き直したほうがよいでしょう。また、遺言書の記載内容につきましては、遺言として法的な効果のある事項について記載するということになりますが、後日、無効にならないように司法書士や弁護士など専門家のアドバイスを受けられることをご検討いただければと思います。

全文自筆で作成ができましたら、法律で定められた要件ではありませんが、封筒に入れて、封印してください。

自筆証書遺言は、遺言者が亡くなったときに、開封せずに家庭裁判所で「検認」という手続きが必要で(公正証書遺言は検認不要です)。

以上、ご自身が亡くなった後の相続で、大切なご家族が争うことのないように是非「遺言書」をご活用ください。

※自筆証書遺言の方式緩和(財産目録についてパソコン等の作成を認める)や自筆証書遺言の法務局保管制度の創設などの法改正が予定されています。



## 「親の財産管理」を代理するとは！

年寄った親御さんの代わりに、ATMでお金の出し入れをされるご家族も多いと思います。ただ、この場合ATMで引き出せるのは1日に50万円までです。そこでお使いとしてではなく、正式に親の代理人になる仕組みが「任意代理」です。50万円以上の引き出しや、振り込みも金融機関の窓口で1回でできますので、正式に親の代理人になる手続きをお勧めします。「代理人届」のひな型が金融機関の窓口で用意されていますので確認してみてください。証券会社での株式取引も子供が代理人になることができます(金融機関及び証券会社によって形式が違いますのでご確認ください)。

また認知症などで親の判断力が低下している場合は「成年後見制度」があります。成年後見は認知症や精神障害、知的障害の本人に代わり子供などが「成年後見人」になり財産管理をするものです。子供などが家庭裁判所に申し立てをすることで、判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の類型が決まります。最も権限が大きい「後見」では、預金の出し入れや株券の売買など子供だけの判断でできます。

ただし、成年後見はあくまで親のための制度なので、子供が自分のために親の財産を使うことは許されません。年1回、家庭裁判所に財産の動きや、収支を報告することが義務付けられています。さらに誰を後見人にするかは家庭裁判所が決めるため、子供が後見人になれるとは限りません。多額の財産がある場合や子供同士が仲が悪い場合は、家庭裁判所が弁護士などの第三者を後見人を選ぶことがあります。その場合、親の財産から報酬を月々支払うことになります(2~3万)。不動産の売買など後見人が大きな取り引きをした場合は家裁が決める範囲で報酬が上乘せされます。

素朴で真っ直ぐな老舗の佃煮をぜひ味わっていただきたい。



協力うを七 彦根市錦町1-13・tel.0749-22-1293

佃煮は、定番の小鮎をはじめ、大鮎、もろこ、うろり、いざさ、小えびなど、旬のものを炊き上げる。臭みがなく湖魚の味がしっかりすると評判だ。味付けは醤油と砂糖と酒。オーソドックスで、特別な隠し味はないが、実は、敷地内にある「いけす」に、評判の秘密がある。

この辺りは、彦根城の外堀だったところで、かつては犀ヶ淵と呼ばれ、地下水が湧いていた。うを七ではこの地下水を利用した「いけす」をたいせつに受け継いでいる。

仕入れてきた湖魚を、一旦、この「いけす」に放し泥抜きした後、炊き上げると美味しい佃煮になる。このひと手間こそ、うを七の佃煮がうを七の佃煮である所以なのだ。

伝統

淡海の老舗

錦町の「うを七」は、湖魚の佃煮専門店。いまから40年ほど前、店主の正田勝實さんが佃煮を炊いて販売するようになったのが始まりだ。もともとは、正田さんのお父さんがこの場所で川魚を扱っていたのだという。当時は料亭なども多く、また各家庭でも佃煮を炊いていたが、時代の流れとともに川魚の需要は減っていった。代わりに佃煮などの加工したものが求められ、時代のニーズによって「うを七」は川魚店から佃煮店となった。

## 無宗教の「葬儀」はどのようにすれば良いのか？ また「遺骨」の扱いは？

質問に直入にお答えしますと、無宗教という葬儀はありません。

葬送儀礼(葬儀)はかならず宗教(仏教・神道・キリスト教・新興宗教他)儀礼で行われます。無宗教で行うのは「告別式」です。宗教を外しますのでお身内や知人・友人がお別れをする形式です。宗教葬式でないので、お経や祈りはなく、線香やローソク、焼香などありません。

一番多い形式は、祭壇や棺の前に、一人一人が生花を献花してお別れする方法です。弔辞をしてもらったり、音楽を挿入する形式もあります。宗教を信じない人や、日頃から宗教に縁のない人、檀家寺がない人がこの方式を取られます。

「遺骨」をどうするかは難問です。宗教があればお寺や教会で相談のってくれますが、無関係の場合、散骨(海や川などに遺骨を撒く方式)や納骨堂・樹木墓で宗教に関係なく引き受けてくれる所を探すことだと思います。「仏壇」は無宗教の場合はなくとも良いでしょう。無宗教「告別式」といっていても、いろいろな手順(手続きや準備)が必要ですので、公益社に前もって相談されることを是非お勧めします。

### 「葬儀(葬送儀礼)」とは

何故、葬儀を行うのかと申しますと、人が亡くなりますと二つの死を迎えます。一つは「魂(霊魂)」の死でもう一つが「肉体(身体)」の死です。

霊魂をあの世に、迷わず成仏できるような祈る儀式が「葬儀式」です。さらにご遺体(肉体)と皆様とのお別れの儀式が「告別式」なのです。

この儀式の内、最も厳粛で大切なのが「葬儀式」で魂を引導したり、成仏させて仏様や神様の世界に送る役目を担うのが、宗教者なのです。この様にご葬儀には大きく二つの役目があるのです。

又他方で「葬儀のこころ」として、一人の人が死ぬということは、その人との最後のお別れということですから、できるだけのことをしてさしあげるのが、残された者の務めであるといえます。大きな葬儀をあげたり、大勢の人を招いたりすることだけが重要なものではありません。最も大切なことはそこに出席したすべての人々が、こころから死者に感謝とお別れの気持ちを表現することができたと感じられるような葬儀を行うことなのです。生前自分たちと縁のあった故人が、死後の世界でもどうか幸福になってほしいという願いの表現が葬儀というお別れの場なのです。葬儀の場は、遺族にとっては悲しみを分かち合い、死者に世話になった参列者は恩に対して感謝する機会なのです。

## みなさまのおたよりから

元気だと思っても、突然病気でたおれたり事故にあったりと思いがけない事がおこってしまうので、できる事はしておかなければと思うこの頃です。生前整理、遺言書など大切ですね。(彦根市：男性)

2年ほど前から「断捨離」をはじめました。記事を読んで少しでも元気な間に不要な物を捨てて、すっきりと心豊かに生活していこうと思いました。(彦根市：女性)

いつも身近な事から老後の事までいろいろと教えていただいて参考にしています。今回の日本の習わしは、知らなかったことが理解できて、とてもうれしく思いました。(彦根市：男性)

神道の「かしわ手」と、仏教の「合掌」の違いが良くわかり、大変参考になりました。(彦根市：女性)

ISO継続審査の記事に改めて社員の皆様のお仕事へ取り組まれる姿勢を感じ、安心感を覚えております。(東近江市：女性)

いつもたくさんメッセージありがとうございます。

## アイリス カレンダー

イベント案内

### ●近江八幡公益会館 文化講座

■9月9日(日) 「#思い出を残そう!プロが教える写真講座」  
10:00~11:00 講師:プロカメラマン 垣内寿美夫氏

### ●フィリアホール彦根 文化講座&内覧会

■9月16日(日) 「近年の供養のかたち  
10:00~11:00 永代供養・手元供養とは」  
講師:供養アドバイザー 可児錠二氏

### ●メモリアルプラザ公益会館 葬祭フェア

■9月24日(祝・月) 9:00~10:30 人形法要祭受付  
10:30~11:00 「人形法要祭」  
11:00~12:00 「終活セミナー」  
9:00~12:00 「生前写真撮影会」



## ご愛読者プレゼント

会員のみなさまに日頃の感謝の気持ちを込めて



「淡海の老舗」でご紹介 うを七様

大鮎の甘露煮(5尾入)

応募締切

平成30年9月20日(木)必着

抽選で  
**10**  
名様に

- 同封の応募ハガキのアンケートにお答えのうえ、必要事項を記入しご応募ください。
- 当選された方にはプレゼントお渡し日をご連絡させていただくと共に、次号にて発表させていただきます。

vol.66 夢京橋あかり館様 近江麻布 ご当選者

彦根市:矢田 全利様・伊藤 恭子様・大矢 幸男様 犬上郡多賀町:野村 清嗣様  
犬上郡豊郷町:石川 菊江様 東近江市:藤本 長蔵様・森下 美恵子様・石垣 敏昭様  
近江八幡市:磯部 秀和様 蒲生郡日野町:長尾 東吉郎様

前号Vol.66の掲載内容に誤字がありましたので訂正しお詫び申し上げます。淡海の老舗「夢京橋あかり館」…琵琶湖の抱負な水を利用した…(誤)抱負→(正)豊富

公益社は、24時間365日いつでも対応いたします

株式会社 公益社 本社:〒522-0054 滋賀県彦根市西今町939番地  
TEL.0749(22)5000 FAX.0749(22)0042

ご葬儀のご相談・ご依頼・資料のご請求は

☎ 0120-61-4000